

取調べの可視化に関する法律案の参議院での可決に関する会長声明

2008年（平成20年）6月4日、参議院本会議において、取調べの可視化（取調べの全過程の録画）等を主な内容とする刑事訴訟法改正案が可決された。

この法案は、検察官及び警察官による被疑者取調べの全過程の録画・録音を義務付け、これを欠くときは供述調書の証拠能力を否定するとともに、公判前整理手続における検察官保管証拠標目一覧表の開示を義務付けるなどの点において高く評価できるものである。

この法案が、参議院のみとはいえ、国権の最高機関である国会の一院において可決されたことは、日本弁護士連合会や当会がこれまで一貫して主張してきた取調べの可視化（取調べの全過程の録画）の実現に向けて大きな一步を踏み出したものとして評価する。

取調べの可視化（取調べの全過程の録画）は密室での取調べの弊害を除去し、昨年に明らかとなった鹿児島・志布志事件や富山・氷見事件に代表される冤罪事件を防止するために最低限必要であるばかりか、取調べ状況をめぐる不毛な証拠調べをなくして裁判の長期化を防ぎ、分かり易い裁判を実現するために必要不可欠である。これは、1年以内に実施が迫った裁判員制度を円滑に行うためにも、極めて重要なものである。

当会は、2007年（平成19年）10月12日の臨時総会において、取調べの可視化（取調べの全過程の録画）を求める決議を行っており、本年6月には取調べの可視化実現本部を設置して、その実現のために全力を傾注しており、本法案が衆議院においても速やかな審議のもとに可決され、改正法が成立することを強く求めるところである。

2008年（平成20年）6月11日

兵庫県弁護士会

会長 正木 靖子